

江田島市経営継続支援金交付要綱

令和3年12月1日

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少し業績に影響を受けているものの、国、県等が支援する他の制度に適合しない事業者に対して、予算の範囲内で経営の安定及び事業の継続を目的とした支援金を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支援金交付の対象)

第2条 この要綱の規定による支援金交付の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市に本店を有する法人又は市内に住所及び事業所を有する個人事業者であること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で定義する中小企業（個人事業者）であること。
- (3) 令和3年5月から9月までのうちのいずれか1月（以下「該当月」という。）の売上が令和元年又は令和2年の同月の売上と比較して20パーセント以上30パーセント未満減少していること。
- (4) 確定申告をしており、令和元年又は令和2年の対比年とする年の事業収入が120万円以上であること。
- (5) 該当月が広島県感染症防止協力支援金又は広島県大規模施設等協力金の給付対象となっていないこと。
- (6) 今後も市内において事業の継続意思があること。
- (7) 前年度以前の市税を滞納していないこと。
- (8) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する団体でないこと。
- (9) 風俗営業又は性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び

業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第5項に規定するものをいう。）を営む事業者でないこと。

(10) 江田島市暴力団排除条例（平成23年江田島市条例第1号）第2条各号に規定する暴力団，暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しないものであること。

（支援金の額等）

第3条 支援金の額は，法人に対しては20万円，個人事業者に対しては10万円とする。

2 支援金の交付は，1事業者に対して，1回限りとする。

（支援金の交付申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は，江田島市経営継続支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え，市長が定める日までに提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 市税の閲覧に対する同意書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第5条 市長は，前条の規定による申請があった場合は，書類の審査を行い，適当と認めたときは，江田島市経営継続支援金交付決定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 規則第15条の規定にかかわらず，第4条に規定する書類の提出をもって，規則第15条の実績報告書に代えるものとする。

（支援金の請求）

第7条 第5条の規定により交付決定を受けた者は，江田島市経営継続支援金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。